〇〇議会　〇〇〇〇議長様　　　　　　　　　　　　令和６年　２月　日

請 願 者

住　　所

電話

紹介議員

**訪問介護報酬引き下げの撤回等を求める請願**

**請願趣旨**

社会保障審議会で、２０２４年度からの介護保険の改正等による訪問介護報酬の改正で、「地域包括ケアシステム」の要ともいえる訪問介護事業の基本報酬の、身体介護、生活援助、通院乗降介助ともすべてが引き下げられる内容が出されました。その審議会での「引き下げの根拠」は『介護事業経営実態調査結果』（２０２３年度）で訪問介護は７．７％の大幅な黒字だからということです。

しかし、全国の実態は明らかに異なります。人件費比率が７２％の訪問介護で月収も基本報酬も引き下げれば、ホームヘルパーの人手不足に拍車をかけ、単独小規模事業所の経営は悪化し、閉鎖、倒産が相次ぐことになります。東京商工リサーチの調査によると、２０２３年の「老人福祉・介護事業」の倒産は、すでに過去２番目の１２２件。うち「訪問介護事業者」の倒産は、従事員の高齢化や人件費の高騰、物価の高騰などにより、過去最多を大幅に上回る６７件に達しています（１月１７日現在）。また、倒産に至らないものの、市場からの退出となる休廃業・解散は小規模事業者を中心に５１０件に上っています。仮に処遇改善加算で職員賃金を上げることができたとしても、物価高騰の中で経常費などを維持できないことになります。

在宅介護の命綱である、地域に根ざした単独型の訪問介護が減っていけば、独り暮らしや老々世帯はたちまち「介護難民」になります。「家族介護」に頼らざるを得ず「介護離職」は激増します。「可能な限り最期まで住み慣れた地域で」を謳った国が進める地域包括ケアシステムは、ますます有名無実になってしまいます。

よって、地方自治法第９９条の規定により意見書の提出を請願します。

記

**請願項目**

１．訪問介護基本報酬の引き下げを撤回すること

**提出先**

衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　厚生労働大臣　財務大臣